

松島監査第 21 号  
令和6年11月7日

松島町長 櫻井公一 殿

松島町監査委員 丹野和男

松島町監査委員 後藤良郎

令和6年度上期定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度の上期定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

## 1. 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者が運営管理している施設の運営管理状況について監査を行った。なお、監査対象施設は別紙（資料1）のとおり。

## 2. 監査の実施日

令和6年10月31日（木）から11月5日（火）まで

## 3. 監査の方法

監査の実施にあたっては、監査の対象課等に対して資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を行った。その後、特に説明聴取を要すると監査委員が判断した監査では、担当課の聴取を行った。また、書面の他に3施設において、所管課及び指定管理者から説明を受けた。なお、現地調査の着眼点は以下のとおりである。

- ①内部監査の実施状況について
- ②配置者・資格者等の配置について
- ③会計管理について（独立した預金口座の有無、未収金等）
- ④安全管理について（防火対策、安全運転対策等）
- ⑤利用料・使用料の設定について

## 4. 監査の結果

### （1）書類監査

チェックシート（資料2）のとおり指定管理の運営がなされていると認められた。

### （2）現地調査

- ①指定管理者においては内部監査を実施している。
- ②資格者等が規定のとおり配置されている。
- ③会計管理について独立した預金口座を持ち未収金が発生した場合は徴収を行っている。
- ④法律等に定められているとおり安全管理がなされている。
- ⑤利用料・使用料は条例等に定められているとおりとなっている。

監査の結果、「指定管理者」による公共施設の運営管理については、出納その他の事務が適正に執行されているものと認められた。

## 5. 指摘事項

特になし

## 資料1

## 調査対象施設一覧表

NO	担当課・局・所	款	項	目	対象施設	指定管理者名	基本協定		年度協定	調査の種類	
							契約金額	協定期間	R6契約金額	書面	現地
1	中央公民館	7	1	4	松島町文化観光交流館	株式会社BBI花座	109,658,000	R2.10.1～R7.9.30	21,949,000	○	○
2	中央公民館	10	4	4	松島町野外活動センター	特定非営利活動法人ウイザス	63,000,000	R2.4.1～R7.3.31	12,600,000	○	
3	産業観光課	6	1	3	品井沼農村環境改善センター	社会福祉法人松の実福祉会	※年度毎協定	R2.4.1～R7.3.31	5,000,000	○	
4	健康長寿課	3	1	6	松島町長松園デイサービスセンター	社会福祉法人千賀の浦福祉会	0	R2.4.1～R7.3.31	0	○	○
5	健康長寿課	4	1	3	松島町健康館デイサービスセンター	社会福祉法人松島町社会福祉協議会	0	R2.4.1～R7.3.31	0	○	
6	総務課	4	1	5	松島町三浦墓地	松島町三浦墓地管理組合	0	R5.4.1～R8.3.31	0	○	
7	総務課	4	1	5	松島町古浦墓地	松島町古浦墓地管理組合	0	R5.4.1～R8.3.31	0	○	
8	教育課	8	5	3	松島町運動公園 (管理事務所、多目的運動広場、野球場・テニスコート等施設)	特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブ	79,915,000	R3.4.1～R8.3.31	15,983,000	○	○
9	教育課	8	5	3	松島町温水プール美遊	セントラルスポーツ株式会社	196,130,000	R3.4.1～R8.3.31	54,126,000	○	
10	教育課	10 10	5 5	1 2	松島町B&G海洋センター及び松島町民グラウンド	特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブ	56,925,000	R5.4.1～R10.3.31	11,385,000	○	

資料2 書類監査におけるチェックシート

1 所管課監査(法199⑦)

項目	松島町文化 観光交流館	松島町野 外活動セ ンター	品井沼農 村環境改 善セ ンター	松島町長 松園ア イビス センター	松島町健 康ア イビス センター	松島町 三浦墓 地	松島町 古浦墓 地	松島運 動公 園	松島温 水プ ール 美遊	松島町B &G 海洋セ ンター
① 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。										
(ア) 契約締結事前準備事務										
A 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
B 恣意に分割している契約はないか。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
(イ) 契約締結事務										
A 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
B 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ消印されているか。	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
C 契約金額、目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、遅延違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は財務規則や仕様書等の指示に沿ったもので適切か。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
(ウ) 年間契約等の支払い時期設定は適切か。	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
(エ) 追加契約あるいは設計変更等による契約変更は、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時かつ適切に行われているか。(該当する場合のみ)	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
(オ) 歳入の徴収又は取納事務及び支出事務の委託は適正に行われているか。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
② 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。										
(ア) 管理する施設及び業務の内容は明確であるか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(ウ) 条例に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(エ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。										
(ア) 支出負担行為額の算出に誤りはないか。	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
(イ) 支払いの時期は適切か。また漏れはないか。	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
(ウ) 事実と相違した支出又は不適切と認められるような支払いはないか。	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
(エ) 事務処理を遅延したため、遅滞利息を支払っているものはないか。	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
④ 事業報告書の点検は適切になされているか。										
(ア) 精算報告は、協定書等の内容に基づき適正に支払われているか。	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
(イ) 履行確認の方法は適切か。また履行期限は守られているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(ウ) 契約等に反し、業務の全部を再委託しているものはないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 指定管理者において、施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い利用の奨励に努めているか。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○

2 指定管理者関係

項目	松島町文化 観光交流館	松島町野 外活動セ ンター	品井沼農 村環境改 善セ ンター	松島町長 松園ア イビス センター	松島町健 康ア イビス センター	松島町 三浦墓 地	松島町 古浦墓 地	松島運 動公 園	松島温 水プ ール 美遊	松島町B &G 海洋セ ンター
① 施設は関係法令(条例等を含む)の定めるところにより善良な管理者の注意をもって管理されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 協定等に基づき義務の履行は適切に行われているか。										
(ア) 松島町との協議、通知、各種報告は協定等どおりになされているか。町の承認・協議なくして処理しているものはないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりになされているか。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
(エ) 事業報告書は適正に作成されているか(管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(カ) 経費節減は図られているか。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
(キ) 住民の利用は適切に確保されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(ク) 利用料金の収納は適正に行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(ケ) 町に対する納付金は適正に納付されているか。(該当する場合のみ)	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○
④ 利用促進のための努力はなされているか。	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適正になされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※該当なしの場合は-(ハイフン)